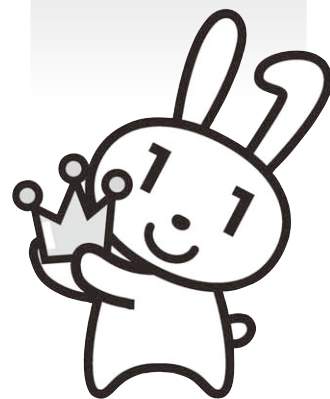


ますます
便利に

マイナンバー制度

情報連携本格運用開始



「情報連携本格運用」?…ちよつとその前に どうしてマイナンバーが必要なの?

マイナンバーは、赤ちゃんからお年寄りまで、一人一人に指定された12桁の番号です。このマイナンバーによって「本人かどうか」、個人を特定しやすくなりました。それまでは、それぞれの行政機関が、それぞれの番号で個人の情報管理していたので、「その人が本当にどれだけお金をもらっているのか」「どんな行政サービスを受けているのか」など、把握する

のに多くの時間と労力を費やしていました。しかし、このマイナンバーによって情報の確認がしやすくなり、社会保障の給付をより正確に、時間も短縮して行うことができるようになりました。また、税や社会保障の負担を不当に免れることや、不正に受給することがなくなり、公平・公正な負担と給付が受けられるようになりました。

マイナンバー制度の 情報連携本格運用開始

マイナンバー法に基づき、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関の間で行政手続きに必要な情報(マイナンバーを含んだ個人情報)をやりとりすることを『情報連携』といいます。この情報連携の本格運用が11月13日

から開始となりました。本格運用が始まると、社会保障・税・災害対策の各種行政手続きにおいて、これまで皆さんが役場窓口に提出もしくは提示する必要があった書類の一部を省略できるようになります。

マイナンバーの利用例

- 就職したら**
税を納める手続きや雇用保険の手続きなどで勤務先に提供
- 年金を受けとるとき**
年金給付の手続きをするため、年金事務所に提供
- 口座を開けたいとき**
資産運用の手続きなどで口座を開けるときに、銀行や証券会社に提供
- 子どもが生まれたとき**
児童手当や出産育児一時金などの申請時に、村や健康保険組合に提供
- 不測の事態で困ったとき**
 - 失業してしまった場合、雇用保険の給付のための手続きでハローワークに提供
 - 災害に見舞われた場合、支援制度を利用するため、村に提供

例えば、こんなとき。他にも人生のいろいろなステージで関係してきます。



今まで必要だった添付書類が…

情報連携により省略できます!

※事務によっては、引き続き提出をお願いする場合があります。
※個別の事務手続の際には、各課の案内を必ずご確認ください。

